

令和4年度第2回江別市成年後見制度利用促進協議会の書面開催における質問及び回答

No	質問要旨	回 答
1	成年後見支援センターの申立支援について、具体的にどのような支援を行っているのか。	<p>■申立支援：成年後見支援センター（以下「センター」という。）では、申立書作成を代行することができないため、申立てまでの道筋をつけることを中心とした支援を実施しています。また、各申立てにおいて、親族を除く第三者成年後見人等候補者の受任の適否及び調整・選定を行い、速やかな選任を支援しています。</p> <p>1. 本人申立の場合</p> <p>基本的に、医師の診断書が保佐又は補助相当の方は本人申立として支援します。</p> <p>(1) センターの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受理 ・本人及び関係者との面談 ・本人の制度利用意向確認 ・本人の基本情報（氏名、住所、連絡先、親族情報、生活歴等）の作成 ・本人情報シート・診断書作成にかかる関係者（ケアマネジャーなど）、関係機関（医療機関など）との調整 ・収支や財産関係の資料収集 <p>⇒上記対応完了後、<u>(2) 専門職（司法書士等）へつなぐ場合</u> <u>(3) センターが引き続き申立支援をする場合</u> いずれかの対応となります。</p> <p>(2) 専門職へつなぐ場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターで調整した専門職につなぎ、本人の同意のもと本人関係資料を提供します。（センターでは、本人と相談のうえ、主に市内の弁護士・司法書士のほか、日常的に連携及び支援をいただいている専門職と調整しています。） ・専門職は、申立書の作成、行政発行書類の手配、推定相続人の調査及び親族への意見書の送付を実施します。 ・専門職は、本人が生活保護受給者の場合は、法テラスを活用して報酬を受け取り、それ以外の場合は、本人から報酬として7～10万円程度を受け取ります。 ・家庭裁判所への申立後に家庭裁判所が実施する本人調査には、センター職員が立ち合います。 <p>(3) センターが引き続き申立支援をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人がセンター職員の助言により自身で申立書を作成できる」、「本人が申立てに必要な戸籍謄本や登記されていないことの証明書等を準備できる」などの場合には、専門職につなげず、そのままセンターにて申立支援を進めます。（実際のケースとしては、センター開設以降の申立総数約90件のうち2、3件程度であり、ほぼ専門職へとつなげています。）

2. 親族申立の場合

基本的に、医師の診断書が後見相当の方は親族申立として支援します。（成年後見制度の利用者は親族との関係が希薄な方が多いため、本人申立と比較し、ケース自体は多くはありません。）

(1) センターの対応

- ・上記1. 本人申立の場合と同様

(2) 専門職へつなぐ場合

- ・センターで調整した専門職につなぎ、親族・本人の同意のもと本人関係資料を提供します。（センターでは、親族・本人と相談のうえ、主に市内の弁護士・司法書士のほか、日常的に連携及び支援をいただいている専門職と調整しています。）
- ・専門職は、申立書の作成、行政発行書類の手配、推定相続人の調査及び親族への意見書の送付を実施します。
- ・専門職は、申立人が生活保護受給者の場合は、法テラスを活用して報酬を受け取り、それ以外の場合は、申立人から報酬として7～10万円程度を受け取ります。

(3) センターが引き続き申立支援をする場合

- ・「親族がセンター職員の助言により自身で申立書を作成できる」、「親族が申立てに必要な戸籍謄本や登記されていないことの証明書等を準備できる」などの場合には、専門職につなげず、そのままセンターにて申立支援を進めます。
- ・センター職員は、申立人になる親族との面談の実施、申立人が作成した申立書の内容を確認するなどの申立支援を行います。
- ・江別市社会福祉協議会が成年後見人等候補者のケースや親族のみでは申立てが難しいケースについては、センター職員が家庭裁判所まで同行することもあります。

3. 市長申立

基本的に、医師の診断書が後見相当で親族との関わりがない方、親族がいても関わりを拒否されている方、親族から金銭搾取が疑われるケースは市長申立として支援します。

(1) センターの対応

- ・上記1. 本人申立の場合と同様
- ⇒上記対応完了後、市長申立要請書を市に提出します。

(2) 市職員の対応

- ・センターから市長申立の要請を受けた後、市とセンターで協議
- ・センター職員同行のもと、本人及び関係機関と面談
- ・市にて親族調査（2親等以内）、親族意見書、行政発行書類の手配等を実施し、申立てを進めます。

2	資料1の3(1)市民後見人フォローアップ研修の2回目の研修はどのような内容か。	<p>■令和4年12月13日(火)開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師：①税理士 小野寺 信哉氏 ②東京大学特任専門職員 東 啓二氏 ・内容：①「市民後見人に必要な税制の基礎知識」 ②「成年後見制度改善検討と市民後見人の役割について」 ・参加人数：21名 <p>※詳細については、令和5年度の本協議会にて、令和4年度事業実績として報告いたします。</p>
3	資料3の意見書について、他市から様式の提供を受け、作成して活用を始めたとのことだが、札幌家庭裁判所からの意見等があれば伺いたい。	<p>札幌家庭裁判所(以下「家裁」という。)の助言どおり、既に実施している他市の様式を参考にしたため、実際に申立てにおいて提出した際に、特に家裁からの意見等はありませんでした。</p> <p>なお、家裁からは、令和4年9月に開催された家裁との意見交換会において、家裁が成年後見人等候補者を選任するにあたり、中核機関が実施する受任調整会議で「どのようなことを検討して、どのような理由で、当該成年後見人等候補者が相当という結果になったのか」が重要な情報となり、申立後のスムーズな成年後見人等の選任につながることから、受任調整会議における検討経過を意見書等の文書で提出いただきたいとの説明を受けています。</p>

No	その他
1	受任調整会議の内容等を記載する意見書は、わかりやすく良いと思う。その時々で違う様式の添付書類にするよりも、統一した書式がある方が受取側も見やすいと思う。